

加西市医師確保奨学金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、将来、医師として市立加西病院（以下「加西病院」という。）に勤務しようとする者に対し、予算の範囲内で修学等に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、加西病院の医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学
- (2) 医学生 大学において医学を履修する課程に在学する者
- (3) 臨床研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修
(貸付対象者)

第3条 市長は、将来、加西病院に勤務する意思を有する医学生に対し、奨学金を貸し付けることができる。ただし、他の地方公共団体又はその他の団体が運営する医師の確保を図ることを目的とした奨学金、貸付金その他これらに類するものの給付又は貸付けを受けている者を除く。

(奨学金の種類及び貸付額)

第4条 奨学金の種類及び貸付額は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額貸付金 月額30万円以内
- (2) 入学支度金 100万円以内

2 前項に規定する奨学金は、無利子とする。

(貸付期間)

第5条 奨学金の貸付期間は、貸付けの対象者として決定された日の属する月から大学を卒業する月までとし、6年を限度とする。

(貸付申込等)

第6条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申込みしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、貸付けの可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第7条 申込者は、規則で定めるところにより連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸付けの取消し等)

第8条 市長は、第6条第2項の規定により奨学生の貸付けの決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学生の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 大学を退学したとき。
- (3) 奨学生の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障又は学業成績不振のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学生の貸付けの目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。

2 市長は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで奨学生の貸付けを休止するものとする。

(奨学生の返還)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学生を返還しなければならない。

- (1) 第5条の規定による貸付期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定による貸付けの取消しがあったとき。

2 奨学生は、貸付期間が満了した月又は次条に規定する返還の猶予期間を終了した月の翌月から起算して3月を経過した後10年以内に奨学生を返還しなければならない。

(返還の猶予)

第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の継続する期間に限り、奨学生の返還を猶予することができる。

- (1) 臨床研修を受けているとき。
- (2) 臨床研修を修了した後、必要な知識を習得するための研修を受けているとき。ただし、その期間は、3年を限度とする。
- (3) 医師の免許を取得しようとするとき。ただし、その期間は、大学卒業後1年を限度とする。
- (4) 次条に規定する返還の免除要件に該当する期間において、加西病院に医師として勤務しているとき。

(5) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学生の返還が困難であると認められるとき。ただし、その期間は、1年を限度とする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨学生の返還を猶予すべき事情があると特に認めたとき。

(返還の免除)

第11条 市長は、奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の返還の全部又は一部を免除することができる。

(1) 大学を卒業した日の翌日以降において、加西病院に常勤の医師として勤務したとき。
ただし、臨床研修期間の常勤の医師としての期間を除く。

(2) 死亡又は心身の著しい故障等により、奨学生の返還ができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の事由があると認めたとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。